

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年3月17日 /

収支等命令者

佐賀県農業試験研究センター所長

1 入札に付する事項

- (1) 業務内容 農業試験研究センタードローンのリース契約 /
- (2) 入札条件等 入札条件書のとおり
- (3) リース期間 令和7年6月1日～令和10年3月31日 /
- (4) 納入場所 農業試験研究センター（変更有） /
- (5) 入札方法

①落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②入札書の金額は34月のリース料金の合計を記入すること。 /

2 入札参加資格

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 入札参加届を提出していること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 の (1) の資格のない者で参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、令和 7

年3月24日(月)までに直接持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当(新館2階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書の入手先

(1)の部局又は佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届(様式は、佐賀県ホームページに掲載)を令和7年3月28日(金)午後5時までに5の(1)の部局に郵送し、又は持参すること。郵送の場合は、同日午後5時までに必着とする。

また、今回の備品購入に対する質問がある場合は、「農業試験研究センターローンリース契約に対する質問・回答書」に記入し、令和7年3月24日(月)午後5時までに、5の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。当所の回答期限は令和7年3月28日(金)とする。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

5 入札日時及び入札場所等

(1) 問い合わせ先

佐賀県農業試験研究センター

郵便番号 840-2205

佐賀市川副町南里1088

電話番号 0952-45-2141

電子メールアドレス nougyoushikensenta@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付方法

令和7年3月17日(月)から4月3日(木)まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の部局で随時交付する(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 入札書の提出場所等

(4)の場所に入札者が直接持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年4月3日(木)午後2時 佐賀県農業試験研究センター講堂

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に5の(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

- ウ 入札書の金額、氏名等について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めたものを提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のないもの
- コ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位

の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。